



「エコマーク料金制度等の一部見直し」 説明会



大阪：2012年1月20日、東京：2012年1月26日
(財)日本環境協会 エコマーク事務局



1. 見直しの背景と目的



1. 見直しの背景と目的(その1)

エコマーク事業の運営・・・

- 皆様からいただく「認定審査料」および、認定商品のライセンス維持・管理に係る「エコマーク使用料」によって運営しています。

現行の料金制度へのご意見・・・

- 売上高の算定事務が難解かつ煩雑
- 料金の負担割合について



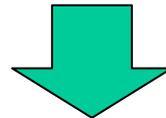
1. 見直しの背景と目的(その2)

背景・・・

▶ 減収状況の長期化

●2005年実施の料金制度改定、2008年1月に起こった 環境偽装等の影響などにより、使用料収入は2005年の料金制度改定前の水準より大幅に減少。

●委員会運営費、認定基準の制・改定に必要な調査研究費、普及啓発費などを極限まで絞り、創意工夫と経費節減により効率化を進めてきました。



●このような状況下、現行の使用料水準の維持に努めながら、種々の取り組みを行ってきました(次表)。



1. 見直しの背景と目的(その3)

年度	主な取り組み
2007年度	<ul style="list-style-type: none">①基本方針「消費者に身近な商品類型の選定」を確認②基準策定委員会の委員候補を公募③環境偽装発覚後、環境偽装対応を強化
2008年度	<ul style="list-style-type: none">①環境偽装対応と環境偽装再発防止の仕組みづくり
2009年度	<ul style="list-style-type: none">①アクション・パネルでの中期活動計画見直し②20周年記念事業の実施③委員会体制の再編成
2010年度	<ul style="list-style-type: none">①エコマークアワードの創設②表示方法の改善による認定商品へのマーク表示促進③消費者が理解し易いように環境評価項目を整理統合
2011年度	<ul style="list-style-type: none">①「エコマークライセンスホルダーロゴ」の導入②自治体等でのシンボルマーク使用の促進③「商品認定証」の変更(偽造防止技術を導入)



1. 見直しの背景と目的(その4)

目的・・・

➤エコマーク事業の維持・発展のため、財政基盤を強化し、以下の取り組みを推進します。

①新規商品類型への取り組み

②認定基準のメンテナンス

③エコマークの信頼性を高めるための審査体制の強化

④普及啓発活動の充実



2. 見直しの概要

(実施日 2012年4月)

- (1)事務負荷の軽減
- (2)使用料の見直し



2. 見直しの概要 – (1)事務負荷の軽減

➤ 主な事務負荷の軽減について

①売上高から使用料を求める際の計算を不要にします。
(売上高区分ごとの使用料に変更)

②「支払対象期間」と「報告対象期間」を、
「認定期間」に集約(一本化)します。

③「推定」と「実績」による売上高報告を「実績」値によるものとし、
(日数按分等の計算を廃止)

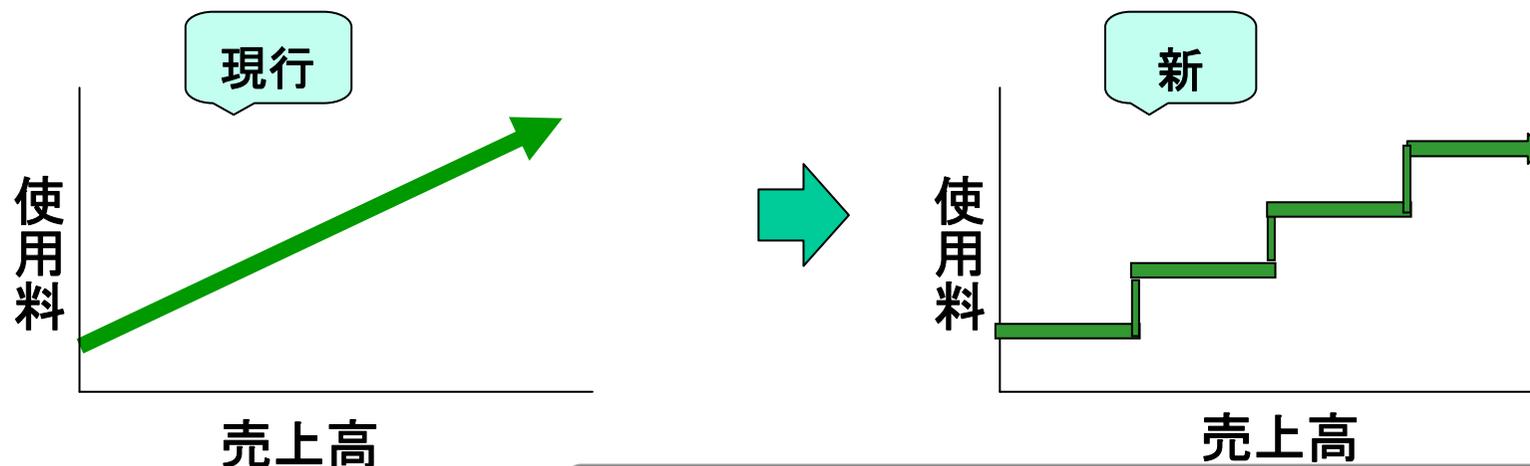
④「エコマーク使用料の支払い等に関する契約書」と、「エコマーク使用契約書」を、「エコマーク使用基本契約書」に一本化します。
(2商品目以降の契約書への代表者印の押印不要)



2-(1)事務負荷の軽減 その①

①売上高から使用料を求める際の計算を不要にします。(売上高区分ごとの使用料に変更)

現行の方式では、使用料算定の際に難しい計算が必要でしたが、新料金規定は売上高区分ごとに**階段状に使用料を設定**しましたので、この計算が不要です。



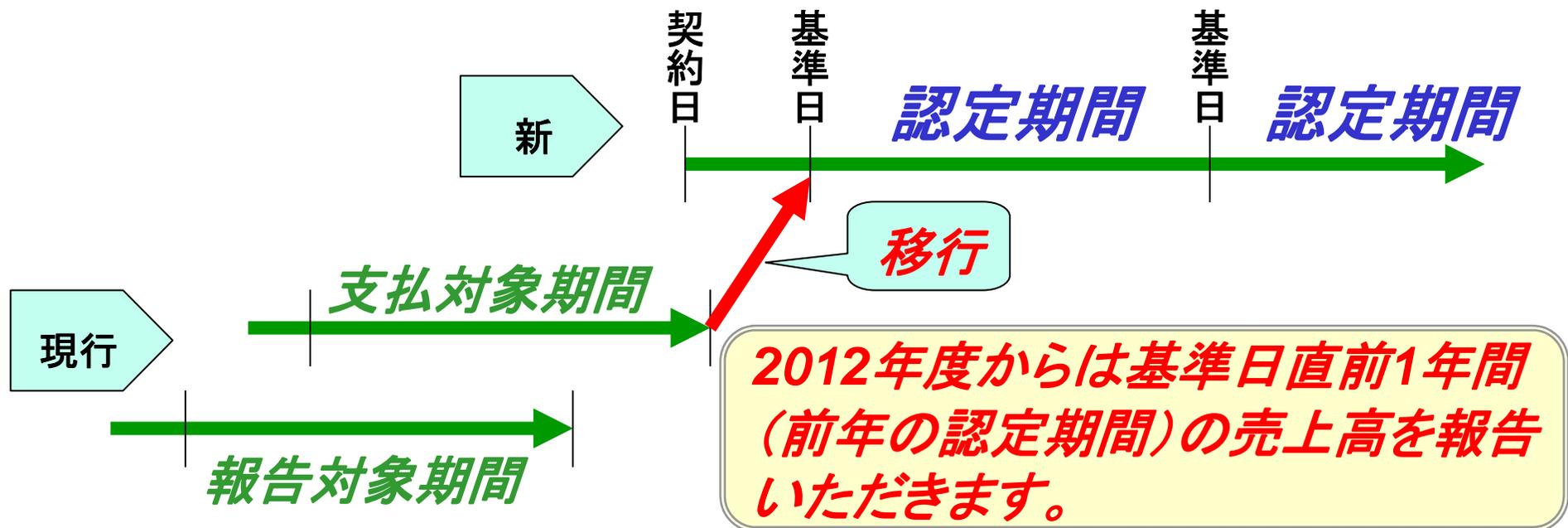
売上高が同一区分であれば使用料は同額



2-(1)事務負荷の軽減 その②

②「支払対象期間」と「報告対象期間」を、「認定期間」に集約(一本化)します。

「認定期間」・・・現行の支払対象期間の終了日の翌月1日を基準日とする1年間。

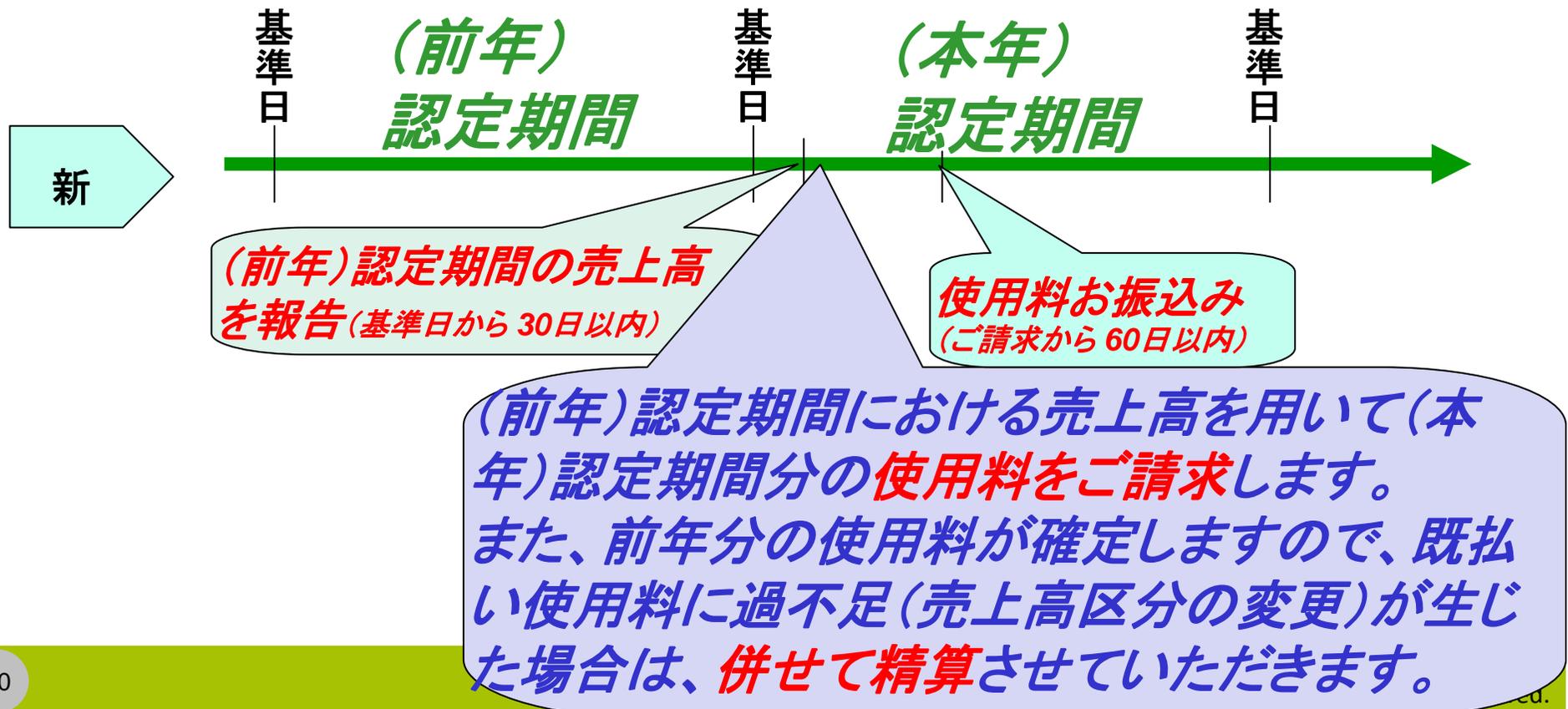




2-(1)事務負荷の軽減 その③

③「推定」と「実績」による売上高報告を「実績」値によるものとしします。**(日数按分等の計算を廃止)**

前年度の「認定期間」における売上高(実績額)を、「認定期間」終了後30日以内にご報告いただく方式に変更。





2-(1)事務負荷の軽減 その④

④「エコマーク使用料の支払い等に関する契約書」と「エコマーク使用契約書」を、「エコマーク使用基本契約書」に一本化します。(2商品目以降の契約書への代表者印の押印不要)

➤「エコマーク使用基本契約書」は、エコマークに初めて契約いただく際に締結します(一回のみ)。

既契約者の方には、改めて「使用基本契約書(契約変更)」を締結いただきます。

事務手続きに関するご案内は2012年3月頃に行なう予定です。

➤2商品目以降については、この基本契約書の適用を受ける証として、「商品目録」を発行します。

「認定通知書」、「商品認定証」は、これまでどおり認定の証として発行いたします。



2. 見直しの概要 – (2)使用料の見直し

➤ 使用料の見直しについて

① 2012年度より新たな使用料を適用します。
(売上高に対して階段状に使用料を設定)

② 既契約者に移行措置を適用します。
(激変緩和)



2-(2)使用料の見直し その①

①2012年度より新たな使用料を適用します。
(売上高に対して階段状に使用料を設定)

売上高に対して
(現行)比例方式 → 階段状に使用料を設定。

➤ 下限金額 1万円(変更せず)

適用する売上高区分を変更: 1,000万円以下 → 10万円以下

➤ 上限金額 100万円 → 300万円に設定

売上高区分41.5億円超(100万円) → 500億円超(300万円)



2-(2)使用料の見直し その②

②既契約者に移行措置を適用します。
(激変緩和)

➤2012年3月末時点の既契約者に適用



2012年度の使用料上限 : 150万円



2-(2)使用料の見直し その③

《参考》 使用料表(新)

エコマーク認定商品の合計売上高区分		使用料 (別途消費税)
～	10万円以下	10,000円
10万円超	～ 2,500万円以下	30,000円
2,500万円超	～ 5,000万円以下	50,000円
5,000万円超	～ 7,500万円以下	75,000円
7,500万円超	～ 1億円以下	100,000円
1億円超	～ 1億7,500万円以下	150,000円
1億7,500万円超	～ 2億5,000万円以下	200,000円
2億5,000万円超	～ 3億2,500万円以下	250,000円
3億2,500万円超	～ 4億円以下	300,000円
4億円超	～ 4億7,500万円以下	350,000円
4億7,500万円超	～ 5億5,000万円以下	400,000円
5億5,000万円超	～ 6億2,500万円以下	450,000円
6億2,500万円超	～ 7億円以下	500,000円
7億円超	～ 8億5,000万円以下	600,000円
8億5,000万円超	～ 10億円以下	700,000円
10億円超	～ 20億円以下	800,000円
20億円超	～ 30億円以下	900,000円
30億円超	～ 40億円以下	1,000,000円
40億円超	～ 50億円以下	1,100,000円
50億円超	～ 60億円以下	1,200,000円
60億円超	～ 80億円以下	1,300,000円
80億円超	～ 100億円以下	1,400,000円
100億円超	～ 200億円以下	1,500,000円
200億円超	～ 300億円以下	2,000,000円
300億円超	～ 500億円以下	2,500,000円
500億円超	～	3,000,000円



3. 実施までのスケジュール

- (1) 既契約者の移行手続き
- (2) 新規契約者



3. 実施までのスケジュール

➤ 実施までのスケジュールについて

(1) 既契約者の移行について

- 2012年3月** 使用基本契約書(契約変更)締結などの事務手続きに関するご案内を、『支払担当者』の方宛にご郵送します。
- 2012年4月～** 各社毎の基準日に応じて順次、2012年度の使用料の支払手続きをご案内します。

(2) 新規契約者について

- 2012年2月申込分～** 新料金を順次適用します。
(4月契約締結分～)



4. 「エコマーク ライセンスホルダーロゴ」 について



4. エコマークライセンスホルダーロゴ(その1)

➤ エコマークライセンスホルダーロゴ

使用者 新使用契約を締結している事業者の方

目的 エコマーク認定商品を保有していることを消費者などに広告・宣伝(アピール)することを通じて環境保全に貢献すること等を目的とします。

使用方法 別に定める規定に則って、事前に事務局の承認を受けてください。



4. エコマークライセンスホルダーロゴ その2

➤ホルダーロゴは、以下の3タイプを、
ご用意しています。



ECOMARK
LICENSE
HOLDER



ECOMARK
LICENSE
HOLDER



LICENSE
HOLDER

★使用例
(名刺の場合)

株式会社 ABC
ABC Limited.Co.

営業部
山田太郎

東京都中央区日本橋馬喰町



ECOMARK
LICENSE
HOLDER



エコマークはグリーンマーケット形成と 実現を目指します



ステークホルダー 消費者、事業者、国・地方公共団体、各種団体、NPO、学識者

エコマークはステークホルダーとの協同とコミュニケーションを大切にします



**本日はどうもありがとうございました。
今後とも、皆様方のご理解とご支援を
よろしくお願いいたします。**

財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

〒103-0002

東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16馬喰町第一ビル9F

Web: <http://www.ecomark.jp>

E-mail: ecomark@japan.email.ne.jp

Phone: 03-5643-6255 Fax: 03-5643-6257